

ひとりで悩まないで！

困った時は、専門家にきこう！
～相談窓口のご案内～



町では、次の相談窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。

相談日は、毎月の広報はやま・町ホームページ等でご確認ください。(相談日が祝日となる場合は、相談日が前後しますのでご注意ください。)

【予約制】のものは、町民健康課 ☎ 0 4 6 - 8 7 6 - 1 1 1 1 (内線 2 0 5) で
ご予約ください。

★法律相談【予約制】(毎月第1・2・4金曜日 13:30～16:30)

相続・離婚や債務整理、日常生活での様々なトラブルに関わる法律相談を弁護士が対応します。

★司法書士相談【予約制】(毎月第3月曜日 13:30～16:00)

相続や贈与に伴う不動産登記、会社・法人登記、成年後見、裁判所提出書類の作成などのご相談を、司法書士が対応します。

★表示登記・測量相談【予約制】(毎月第3月曜日 13:30～15:00)

隣地との境界、土地や建物の登記や測量などのご相談を、土地家屋調査士が対応します。

★お住まいの相談【予約制】(毎月第3月曜日 13:30～15:00)

家の不具合、耐震・老朽化、リフォーム・新築・エクステリアに至るまで住まいのお困りごとに建築士が相談に応じます。

★行政書士相談【予約制】(毎月第1木曜日 13:30～16:00)

遺言書や契約書、官公署提出書類の作成などのご相談を行政書士が対応します。

★不動産相談【予約制】(毎月第3木曜日 14:00～16:00)

不動産(不動産に関する業者・契約・物件・報酬・手付金・借地借家・税金・ローンなど)について、宅地建物取引士が対応します。

(裏面へ)

★消費生活相談（毎週水曜日、毎月第2・第4月曜日

9：30～12：00、13：00～15：30）

消費者と業者との間で商品購入やサービス利用に関するトラブル、悪質商法や多重債務などを、消費生活相談員が対応します。

消費生活相談員は、トラブルの整理、解決への方向性をアドバイスし、必要な場合には、業者との間に入って解決を図ります。

★人権相談【予約制】（毎月第2火曜日 13：30～15：30）

差別・虐待・いじめ・近隣トラブル等、人権に関わる相談は人権擁護委員が対応します。

人権擁護委員は、人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、人権について関心を持ってもらえるように啓発活動を行っています。

★行政相談【予約制】（毎月第2火曜日 13：30～15：30）

国の仕事（交通機関、道路、年金・医療保険、社会福祉など）に関する困りごとや要望を、行政相談委員が対応します。

行政相談委員は、国の仕事に関する苦情や要望などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

★DVに悩む女性のための電話相談

（月曜日から金曜日 14：00～17：00）

配偶者やパートナーからの暴力に悩む女性のため、女性相談員が対応します。

専用電話 ☎ **046-877-1199** にお電話ください。

DVには、身体的暴力だけでなく精神的暴力、経済的な暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友関係や行動を制限する）も含まれます。



問合せ 葉山町 町民健康課

（役場庁舎1階 1番窓口）

TEL 046-876-1111

内線205